

質問書に関する回答書

愛南町町税等コンビニエンスストア収納代行業務の公募型プロポーザルに係る質問書に対する回答書は以下のとおりです。

質問 番号	質問項目	質問内容	回答
1	7-(6) 貴町が指定する 金融機関	収納金の振込に関して、「貴町が指定する金融機関の口座に振り込む」とありますが、貴町が指定する金融機関の調整は可能ですか。	指定金融機関（えひめ南農業協同組合）及び指定代理金融機関（㈱伊予銀行、㈱愛媛銀行）であれば可能です。
2	8-(2) 収納業務予定表 の提出	「前月の20日までに愛南町に提出」とありますが、提携収納代行会社のホームページに掲載し、ご提供することをご了承いただけますか。	了承いたします。
3	1.1 不具合が生じた 場合の措置	「データ提供に係る費用は収納代行事業者の負担」とありますが、原則負担とし、データ量や提供媒体、データ提供期限等があるため、都度協議でご了承いただけますか。	了承いたします。
4	1.2 書類等の検査	「必要に応じて立ち入り検査を要求できる」とありますが、コンビニ本部への検査は、原則、書面で行わせていただいております。ご了承いただけますか。（検査書類は収納代行会社に取りまとめいたします）	了承いたします。
5	1.9 損害賠償	「コンビニ本部等が倒産、破綻等した場合」収納代行事業者がその損害賠償責任を負うことになっていますが、必須事項になりますか(契約書や仕様書等の条項に記載される)。 提携会社でコンビニ本部破綻時の収納金を保証する代わりに、コンビニ本部各社に係る信用情報会社の情報等を活用し、コンビニ本部の経営状況を常時注視しており、コンビニ本部の破綻が懸念される場合には、コンビニ本部との提携を解除する等により回収金の保全に努めています。本対応で了承いただけますか。	了承いたします。